

## 審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	川崎市建築審査会
根拠法令等	建築基準法第78条、川崎市建築審査会条例
設置年月日	昭和26年10月10日
所掌事務	建築基準法等に規定する同意及び建築基準法第94条第1項前段の審査請求に対する裁決についての議決を行うとともに、特定行政庁の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。また、建築基準法の施行に関する事項について、関係行政機関に対し建議することができる。
委員数	7名
委員の構成	法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者。
会議公開・非公開	公開（審査請求事項については、口頭審査を除き非公開）
非公開の理由	不服申立て等に係る会議のため、審議会等の会議の公開に関する条例第4条に該当。
事務局担当課	まちづくり局 総務部 まちづくり調整課 電 話 044-200-2708 ファックス 044-200-0984
ホームページアドレス	<a href="http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000031764.html">http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000031764.html</a>

